

令和2年度 地区コミ・デマンド運行事業補助金 評価表 NO. 33

所管部課名	商工観光部 交通貿易課		担当者	是枝 充康				
事務事業名	コミュニティバス等利用促進事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和2年度 予算額	国県支出金		一般財源		その他		その他の内容	
	600千円		600千円		千円			
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	地区コミ・デマンド運行利用人数			1,000人		令和7年度		
成果指標②								
補助対象者	地区コミュニティ協議会、自治会							
補助対象経費	タクシー事業者の運行に要する経費及び事務に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	地区コミュニティ協議会等がタクシー事業者に委託し、原則として当該地区コミュニティ地域内等でデマンド運行を実施することで地域住民の交通利便性の向上を図る。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	タクシー事業者に支払う金額の100分の50（上限額100万円） 1箇月当りの事務経費 運行補助50万未満：1.5万円、50～80万：3.0万円、80～100万：4.0							
上記項目の積算方法								
補助を受ける3カ年事業決算状況等の	収入	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	329,633	32.3%	259,234	29.5%	348,472	39.7%
		利用者負担金	120,200	11.8%	134,100	15.3%	139,800	15.9%
		地区コミ負担金	209,430	20.5%	125,130	14.2%	208,670	23.8%
		貯金利息	3	0.0%	4	0.0%	2	0.0%
		市補助金	689,597	67.7%	619,196	70.5%	528,398	60.3%
		計	1,019,230	100.0%	878,430	100.0%	876,870	100.0%
	支出	タクシー業者委託料	659,230	64.7%	518,430	59.0%	696,870	79.5%
		事務手数料	360,000	35.3%	360,000	41.0%	180,000	20.5%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	1,019,230	100.0%	878,430	100.0%	876,870	100.0%
支出計/前年度支出計				86.2%		99.8%		
自己資金/前年度自己資金				78.6%		134.4%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		601人		447人		466人		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成29年度「現状のまま継続」 【その他】 ・利用者負担額：H25.3～100円、H28.5～200円、H30.4～300円に変更している。 ・運行経費に関わらず、一律交付となっていた事務手数料について、運行経費の金額に基づいた傾斜配分となるようH31年度から交付要領を改正した。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地区内の交通空白地解消や地域内の高齢者の交通手段確保を図るなど地区内住民の福祉の向上に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	地区内の交通空白地解消や地域内の高齢者の交通手段確保が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	地区内の交通空白地解消や地域内の高齢者の有効な交通手段である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地区の実情を十分に把握している地区コミュニティ協議会がタクシー事業者と直接契約し運行することで、地区内のニーズに合致した運行形態が図られる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	平佐東地区においては、地区コミ・デマンド運行がコミュニティバスの運行よりも費用面でも経費的であり、利用者も利用しやすい。（ドア to ドアの利用）
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助額はタクシー事業者に支払う金額の100分の50（上限額100万円）に加え、運行経費により変動する事務経費として必要な金額の合計である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 地区全域の交通空白地が解消されるとともに、高齢者等のいわゆる交通弱者の交通手段が確保されるなど、地区内住民の利便性向上が図られている。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

地区コミ・デマンド運行事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる地区コミ・デマンド運行事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業等は、地区コミュニティ協議会がタクシー事業者に委託し、原則として当該地区コミュニティ地域内でデマンド運行を実施することで地域住民の交通利便性の向上を図るものでなければならない。

2 デマンド運行ができる区間は、原則として利用者の自宅付近から、地域内のコミュニティバスまたは路線バスの最寄りのバス停までとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 運行に要する経費について、タクシー事業者に支払う金額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、年間の上限額を100万円とする。
- (2) 事務に要する経費について、1箇月当たりの事務に要する経費を下記表のとおりとする。

また、実績報告に基づき、事務に要する経費は精算するものとする。

なお、その月の補助対象期間が1箇月に満たないときは、日割計算によるものとする。

運行に要する経費／年	事務に要する経費／月
50万円未満	15,000円
50万円～80万円未満	30,000円
80万円～100万円	40,000円

- (3) 前の各号により、100円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、運行に要する経費及び事務に要する経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でない

いと認められる場合

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告に係る規則第15条の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、地区コミュニティ・デマンド運行輸送実績を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、タクシーを活用した独自のデマンド運行を推進し、地域住民の交通利便性の向上を図るものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、第5条の規定にかかわらず、平成23年においては、「毎年6月30日」を「平成23年12月28日」とする。

附 則

3 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

4 この要領は、平成31年4月1日から施行する。